

公立図書館における児童サービス実践をめぐる議論の分析

渡邊 はづき*

An Analysis of the Debate over Services to Children in Public Libraries

Hazuki WATANABE

Abstract

One of the thought to play an important role in supporting children's reading is the public libraries. It is a public library services to children that supports children's reading, but studies that can provide an overview of child services are scarce. In addition, the contents focusing on the contents of child services, such as selected books and arrangements, and collaboration with other organizations, have not been sufficiently studied. So, in this research, it aims at clarifying the transition of what kind of problem awareness the children's librarians of public library have for these children's services, and it has practiced.

Keywords: public libraries, services to children, children's librarians

1 問題と目的

近年子どもの読書への関心は高まり、その取り組みは活発に行われている。例えば2000年には「子ども読書年」が設置され、国際子ども図書館の一部が開館された。2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定、2002年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定(2008年には第2次計画、2013年には第3次計画)、それに伴う各都道府県・市町村の子ども読書活動推進計画が策定されている。また、2004年の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」では、子どもに対する読書支援の重要性や公立図書館の整備の必要性について、2005年「文字・活字文化振興法」では公立図書館の整備や学校における読み書き教育・学校教育の充実について言及されている。以上から分かるように国レベルによる子どもの読書推進への取り組みがみられている。

子どもの読書を支えていく上で大切な役割を果たしてきたひとつに公立図書館¹がある。現在公立図書館では、子どもへの充実した取り組みが展開されている。例えば、おはなし会で行われる絵本の読み聞かせ

キーワード：公立図書館、児童サービス、児童図書館員

* お茶の水女子大学大学院博士前期課程 2018年度修了

¹ 現在、日本では、市町村立など自治体が公に運営する図書館を一般的に「公共図書館」と呼んでいる。しかし、厳密にいえば、「公共図書館」とは、広くさまざまな分野にわたって資料を収集し「公開して一般公衆の利用に供する図書館」であり、「公立図書館」とは「無料・公開で、主として公費によって支えられ、法律に基づいて設置され運営される図書館」をさす(図書館用語辞典,1982,p.777)。本研究では狭義の意味として「公立図書館」を用いる。

やストーリーテリング²、ブックリスト³の作成、また2000年から保健所と並び中心となり、様々な市町村で活動を広げているブックスタート等がある。このように公立図書館では本の貸し出しにとどまらない、多彩な活動が展開されている。公立図書館における子どもたちへのサービスを「児童サービス⁴」という。

汐崎(2007)は2000年を機に公立図書館が「日本社会に生まれた“子どもに対する読書推進の動き”に巻き込まれ」、以降児童サービスは「自身の存在意義を再確認し、そのサービスを再組織し、進むべき方向を模索する方向へ進んで」いる(p.166)と述べている。子どもの読書環境を支えていく児童サービスの方向性を考えていくうえでも、その実態を把握しておくことは必要であろう。

子どもの読書を支えている公立図書館の児童サービスであるが、その研究については事例報告・実践報告や提言は数多くあるものの、学術論文は非常に少ないのが現状である。また児童サービス関連の調査報告も時々は実施されているものの継続的に実施されている調査はあまり見られない(岩崎,2007)。つまり児童サービス全体を概観できるような研究が少ないとすることが言える。汐崎(2007)はそのような児童サービス分野研究の現状に問題意識を持ち、『児童サービスの歴史－戦後日本の公立図書館における児童サービスの発展』で日本の公立図書館における「児童サービス独自の発展の様子」をまとめている。そこでは児童サービスの発展を過去の文献や統計資料の調査と発展に深く関わった人物のインタビューにより4つの転換期、5つの時代に区分している。先行研究で書かれている内容はこれまでの「児童サービス」発展に関わる重要な事柄や特徴を知ることはできるが、選書、他機関との連携など、より児童サービスの中身に着目した内容については必ずしも十分に検討されていない。そこで本研究では公立図書館の児童図書館員がそれら児童サービスに対してどのような問題意識をもち、実践してきたかの変遷を明らかにすることを目的とする。

2 方法

公立図書館の児童図書館員が児童サービスについてどのように考え、実践してきたかを明らかにするため「全国公共図書館研究集会 児童・青少年部門(以下、研究集会といふ)」の実践報告や議論をまとめた議事録を分析の対象とする。分析対象とする研究集会について以下説明する。

研究集会について

「全国公共図書館研究集会 児童・青少年部会(旧：児童に対する図書館奉仕全国研究集会)」とは公益社団法人日本図書館協会が主催する全国的な研究集会である。1955年、日本図書館協会公共部会の研究集会として「児童に対する図書館奉仕全国研究集会」が神戸で開かれた。翌1956年には、日本図書館協会公共図書館部会児童図書館分科会が成立し、この分科会を中心として1959年岡山県金光町において第1回研究集会が開かれた。1959年から1978年までは毎年、1980年以降は隔年で開催されている。この研究集会の第1回～3回の到達点として『児童図書館ハンドブック』が1963年に刊行されている。この当時児童サービスに関するテキストは不十分な状況であり、当時分科会長であった小河内芳子のまえがきにある「児童図書館－公共図書館の児童奉仕－について全般的にふれた手引書はまだ一冊もだされていない」(p.179)

² 物語を覚えて子どもたちに対して語ること。

³ 図書館で作るブックリストは何を読んだらよいか迷っている利用者に薦める資料相談の一助として行うものである。

⁴ 児童サービスについては国内でさまざまな定義がある。乳幼児から中学生までにサービス対象を限定して児童サービスととらえたり、発達段階を問わずひとまとめにして児童サービスと呼ばれたりする場合がある。近年の図書館界では主に就学前の子どもを対象とする乳幼児サービス、小学生くらいの年代を対象とする児童サービス、中学生・高校生を対象とするヤング・アダルトサービスに分けて考えることが一般的である(岩崎,2007)。本論では児童サービスを乳幼児から高校生までを対象としたサービスと定義することとする。

という記述からもその様子が分かる。そのような状況下での刊行であったため、大阪の児童図書館員であった辰巳義幸(1976)はこの手引書について児童図書館奉仕のテキストを求めていた人たちにとって具体的な方向を与えたと述べている。さらに日本図書館協会は研究集会の事業全体を「さまざまな問題を胚胎したとはいえ、研究集会は地方から全国につうじる公共図書館独自の自主的な研修システムを確立する意義を負った」(日本図書館協会,1993,p.818)と評価し、図書館員らの交流推進の機会や具体的な図書館の問題と方法についての共通認識形成の場として、重要かつ有効な事業と位置づけている。

この研究集会では、児童図書館の運営はもとより、子どもの読書の問題、子どもの本の出版、他施設との協力や連携など、児童図書館サービスに関する広範囲な課題を取り上げ討議が重ねられてきた。

研究集会を取り上げる意義は次の点である。第1に、研究集会は1959年から開催されており、約60年にわたるデータを得ることができる。第2に、図書館関係者、利用者などあらゆる立場の人が参加でき、300~400名程度の参加人数で推移している。全国規模の大会の議論を把握することで、ある一定の全国の図書館界の動きを把握することができると考えられる。一方、限界としてはあくまで全国公共図書館研究集会という1つの大会で発表された事例や議論にすぎないということである。第3に前述した『児童図書館ハンドブック』の刊行や図書館員らの自主的な研修の場としての重要な事業という認識もみられるこの研究集会が児童サービスに与えてきた影響は大きいものと考えるからである。

3 結果と考察

本研究では研究集会参加者らの児童サービスに関する議論内容の変遷についてまとめた。議事録は年度によって異なるが参加者による発表や議論が20~30ページ程度で要約しまとめられている。分析対象とする時期は第1回(1959年)から第38回(2017年)である。研究集会では子どもの読書に関する幅広い内容を取り上げていたが、図書館における児童サービスに着目するため、分析の対象としたものは2、3年に1回程度長年議題として上り、その主たる役割を担うのが図書館であるものとした。そのため、例えば絵本の作品評価や学校図書館独自の取り組みなどについては分析の対象としていない。また議事録は①取り組みの背景にある問題点は何か、②どのような内容の児童サービス実践を行ってきたか、③①②に関して、どのような考え方や意見があったかの3つの観点から、時期による変化に注目しながら、その内容を整理した。

議論の内容は主に「児童室の運営」「他機関との連携」「発達段階に着目した児童サービス」「児童図書館員の専門性」の4つに分類することができた。

「児童室の運営」では、児童室を運営していく上で取り組むべきことについて述べている。具体的には選書についてである。「他機関との連携」では、公立図書館と学校の連携、さらに都道府県立図書館と市町村立図書館の連携について述べる。「発達段階に着目した児童サービス」では乳幼児サービス、ヤング・アダルトサービスの議論について述べる。「児童図書館員の専門性」では、児童図書館員の専門性とは何か、専門性を高めていく研修会などについて述べていく。

3.1 児童室の運営

児童室の運営における選書とは図書館に所蔵しておく資料を選定することで、図書選択と呼ばれる場合もある。選書について松岡(2015)は、図書館で最も大事な役割であると述べている。特に子どもの本の選書は、子ども時代という短い期間に気に入った本を繰り返し読むため、さらに大事になってくるという。研究集会で木崎(中央区立日本橋図書館)が「本を選ぶことは、図書館員にとって不可欠な仕事である」(日本図書館協会公共図書館部会事務局(以下、図書館部会という),1979,p.43)とあり、選書を重視した意見がみられている。選書に関する議論の中心テーマとなっていたのは「どのような本を選書するか」といった本の種類について、と「どのようにして選書を行うか」という方法論であった。

まず本の種類についてであるが、それは「図書館員が読んでほしいと思う本を選書する」、か「子どもの要求する、または読みやすい本を選書する」で大きく分けることができる。読みやすい本というのは具体的に漫画、抄訳、雑誌などである。ここでは数回にわたって議論が行われた漫画について述べる。

漫画についての議論は第1回の研究集会(1959年)からみられた。漫画の配架に肯定的な意見をもつ参加者は、「漫画ばかり見に遊びにきているうちにだんだん本を借りて帰って読んでいる」(図書館部会,1960, p.106)と、本を読むきっかけとして、漫画の配架を肯定していた。一方で否定的な意見には「(漫画は)どこかで必ず読むのだから、図書館ではせめて読書の楽しみを小学校六年生までに教えておかないと」(同p.107)と図書館は読書の場であることを強調した意見がみられた。しかし、漫画を置かないと図書館に子どもたちに来てもらうことが難しいのなら、徐々に漫画の蔵書を少なくしていくことも必要という意見もあった(同,p.109)。その後も議論が持たれたが、そこでは漫画を配架すべきか否かの二者択一の議論ではなく、漫画の中身に着目されるようになり、児童図書館員の判断にゆだねられる部分が大きくなつた。

次に「どのようにして選書を行うか」という方法論についてである。選書について、「よい本を選ぶのは(中略)児童図書館員がやらなくてはならない」(図書館部会,1960, p.149)や児童図書館員の大切な仕事としてすべての時代を通じて子どもにとって価値のあるものを見分けること(図書館部会, 1967)などといった選書のあるべき姿について抽象的な発言が多く見られていた。しかし、徐々に選書の方法について議論されるようになっていった。以降報告を見てみると選書の方法はいくつか見られた。1つ目は優良図書展示会、図書展示会、読書新聞、日本図書館協会選定書など他機関の選書基準を参考にする場合である。2つ目は児童図書館員、教育委員会、学校の先生など子どもの読書に関わる人たちで選書の専門の委員会をつくり選書する場合である。3つ目はそれぞれの図書館で選書委員をつくり、新聞の書評や今まで選書してきた際に記録してきた留意点や評価を参考にした上で実際に本を読み、選書を行う場合などである。

3.2 他機関との連携

1)学校図書館

学校図書館との連携については第1回から議論されているが、経年で見てみるとその内容は大きく2つに分けることができる。1つ目が公立図書館の児童サービスと学校図書館の機能との相違点について、次に公立図書館と学校図書館との連携についてである。

まず相違点についてである。この議論が行われていた時期は1960年から1970年頃までである。なぜ相違点を議論していたのか。1950年に全国学校図書館協議会が結成され、1953年には学校図書館法が制定された。学校図書館法により学校図書館は設置が義務付けられ、その後急速に発展した。両者の利用対象が同じ児童であるため、学校図書館と公立図書館の児童サービスの機能は混同してとられる傾向が強かつた。小河内(1967)は「学校図書館が充実すれば児童図書館はいらない」という考え方が図書館界にも浸透したこと、学校図書館と共に発展すべき児童図書館の発展が足踏みする結果となつたと両者の関係性を問題視している。「学校図書館が充実すれば児童図書館はいらない」という考え方を払拭するために、公立図書館における児童サービス独自の役割を訴えていく必要があった。そのため学校図書館と公立図書館の児童サービスの相違点が議論されたのだ。相違点について、研究集会であげられた意見は、例えば、公共図書館をインフォメーション、インスピレーションの方面で、学校図書館はカリキュラムに関するものである(図書館部会,1971)や、学校図書館は主として教科学習が中心で、公共図書館は自由に自主的な興味で本を読む場であるといった意見があり(図書館部会,1970, p.43)、公立図書館は情緒的な側面、学校は教育的な側面を支えるという点で異なるのではないかと投げかけ、両者の必要性を訴えていた。

1970年以降になり両者の必要性が浸透してくると、学校図書館との違いではなく「公立図書館と学校図書館との連携」の実践報告や議論が中心となる。研究集会内ではすべての子どもに良い読書環境をという同じ目的に向かうように各機関(図書館、学校、児童館など)の積極的な連携が必要だとし、原(常滑市立)は現在の最緊要事である(図書館部会,1973, p.40)と述べている。連携についての実践内容は、例えば、市内

小中高合同の製本修理講習の実施(常滑市立図書館)(図書館部会,1973, p.41)や、品川区立図書館では教師を図書館に来た子どもも達とみたて、読み聞かせ等の実践を行う(図書館部会, 1979, p.68)などが見られた。連携の必要性が議論されていく中で、次に、連携の強化をするためにはどうすればよいかが議論される。その後の第24回(1988年)以降は公立図書館による学校との実践報告に加え、「学校図書館に司書を置いてほしい」という意見が公立図書館側から頻繁にだされるようになる。その理由は①公立図書館と学校図書館による相互協力をスムーズにするため、②司書を置くことで学校図書館が活気づき、公立図書館への興味につながるため、の2点からである。

その後2002年から「総合的な学習の時間」が始まったことで研究集会の議論は調べ学習をより豊かなものにするために図書館の利用方法や学校図書館と公立図書館の両者の蔵書の利用を促すような考え方になっていく。加えて図書館を将来の良き公立図書館利用者の育成につなげようという考えがみられた。

2)都道府県立図書館と市町村立図書館

都道府県立図書館と市町村立図書館による連携について述べていく。連携についての議論は大きく3つの変化が見られた。まず、都道府県立図書館に児童室が必要か否かの議論、次に市町村立図書館の代わりとして都道府県立図書館が直接的な児童サービスを行うことについて、最後に市町村立図書館の代わりとしてではなく都道府県立図書館も児童への直接サービスを重視する、という変化である。

1959年から1965年くらいまでの中心テーマは「都道府県立図書館に児童室が必要か否か」であった。児童室廃止の理由としては①限られた範囲の子どもにしかサービスができない、都道府県立図書館としての機能が十分発揮できない、児童奉仕に向けるエネルギーを成人へ注ぐべき(図書館部会,1960, p.141)などが挙げられていた。この発言がみられたことから当時の図書館界において児童サービスと成人へのサービスに格差があったことが伺える。この児童室が必要か否かの議論で研究集会では都道府県立図書館での児童室の必要性を訴えていた。理由としては、規模も小さく、児童室をもっていない市町村立図書館に対して資料や情報センターとしての役目をして市町村立の児童室の機能も発揮してほしい(同, p.142)などがあげられた。

1960年後半になると図書館界の中でも都道府県立図書館にも児童室は必要であるという考えが広まつてくる。それは小河内(児童図書館研究会)の「児童室不要論を唱えていた県立図書館でも最近では、児童奉仕の問題を真剣に考え始め、取り組みだした」(図書館部会,1970, p.44)という発言からも分かる。必要性が認識されるようになると次に都道府県立図書館の児童サービスについて議論される。しかしそれは、市町村立図書館の肩代わりをして子どもへ直接サービスをするという意味での取り組みであった。本来都道府県立図書館は間接的サービス(資料保存、研修の場を提供、研究援助など)が目的にあるが、市町村立図書館がまだ十分に機能していないため、その代わりとして直接サービスをするという考え方である。その後、公立図書館及び児童室設置数は1970年代に急速に伸び、1980年代になると児童室の設置数は1000以上となり、1981年には公立図書館全体の約80%の設置率となった(汐崎,2007)。このように量的な変化が見られ、公立図書館に児童室が根付いてきた1980年代からは都道府県立図書館の児童サービスにおける議論に変化が見られる。それは「都道府県立図書館も直接サービスを重視すべき」という考えが中心となつたことである。つまり市町村立図書館の代わりに直接サービスをするのではなく、都道府県立図書館も市町村立図書館と同様に直接サービスを重視するという考え方である。都道府県立図書館の役割としては以前から言っていたモデル的経営、研究・研修の場などは継続して行いつつ、子どもの本の読書会やおはなし会が実施されることになる。例えば福岡県立図書館では1978年から「子どもと読書」研究会を実施している(図書館部会,1989, p.68)。

以上のように都道府県立図書館の児童サービスは不要論の払拭から始まり、最後は子どもへの直接サービスを行う場所として浸透していった。

3.3 発達段階に着目した児童サービス

1) 乳幼児サービス

幼児期の読書が重要であるという意識は研究集会の初期からみられていた。第5回研究集会(1964年)の親子の読書についての議論において小河内の「幼児期の読書を強調したい」(図書館部会,1966, p.37)や矢野(今治市立図書館)の「幼児の読書を重く考えています」(同, p.43)という発言がみられている。また野本(仙台市民図書館)の幼児時代から図書館利用の習慣を持っていれば大人になっても図書館に来る(同, p.50)、や幼児から小学校3年生・4年生までに自分で読む習慣をつけることが大切だ(同, p.74)という意見もみられ、読書離れを防ぐ1つの手段として幼児期からの読書に取り組むという考えが読み取れる。ただ、幼児期の読書の重要性を示す意見はみられるものの具体的に幼児に対して行っているという実践の報告はみられていない。第15回(1974年)に幼児への読み聞かせと読み聞かせ後に1時間遊びも時間を設けている(図書館部会,1975, p.74)という報告はみられたが、その後の第19回(1978年)までは乳幼児と特定した内容の報告はみられなかった。

1980年以降は幼児に向けての実践報告が見られるようになってくる。例えば第20回(1980年)研究集会では、品川区立の図書館で幼児の利用が多く、借りていく本は絵本、幼年童話、実用書が多い(図書館部会,1981, p.58)という報告がされている。また、第23回(1986年)研究集会では幼児に加え乳児へのサービスも報告されるようになる。神奈川県厚木市の図書館では、3歳以下でお母さんとはなれられないという子の為に、母親が子どもをひざに抱いて、一緒に絵本と歌遊びを楽しむ会を始めた(図書館部会,1987, p.44)という報告がみられた。前述したように児童図書館員からの働きかけによって乳幼児へのサービスが始まったという場合もあるが、その逆、つまり乳幼児の母親による児童図書館員への読書相談から始まった報告もみられた。東京都中央区の図書館では「幼児連れの母親の読書相談が増えてきたこと」(図書館部会,1995, p.83)、第34回(2008年)千葉県浦安市の図書館では「赤ちゃん連れの来館者が増え、絵本に関する問い合わせ、幼児への読み聞かせ要望があった」(図書館部会,2009, p.63)ことが乳幼児サービス開始のきっかけとなつたと述べられている。このように児童図書館員から母親への働きかけに加え、母親から児童図書館員への働きかけで乳幼児サービスにつながった場合もあった。

2) YA(ヤング・アダルト)サービス

YAサービスに関する議論の内容は主に大きく2つに分類できる。1つは公立図書館において中学生をどこに位置づけるかという議論である。2つ目は中学生・高校生に対する具体的なサービスについての議論・実践報告である。

まず「公立図書館における中学生の立ち位置」についてであるが、これは子どもと大人の谷間である中学生を公立図書館内でどのように位置付けたらよいかについての議論である。中学生への立ち位置の複雑さについて第8回(1967年)の研究集会で斎藤(名古屋市立熱田図書館)は、中学生を高校生の部屋に入れると高校生から邪魔者あつかいにされる、小中学生として幼児から中学生までを1つの部屋に入れてあるが係は1人で小学生本意になつてしまつ(図書館部会,1968, p.59)と述べている。中学生は高校生と小学生の狭間にあり、公立図書館内で居場所が確立できていないことが分かる。中学生の居場所を確保するために、児童室に中学生向図書コーナーを設けたり、成人室に小学上級生対象の青少年コーナーを設ける、さらに中学1年生までは児童室で、中学2年生から成人室にいけるなど、各図書館で対応策をとっていた(図書館部会,1971, p.64)。当時日本の公立図書館によつては児童室と成人室などと部屋を分けて運営を行つており、年齢を超えた部屋の行き來の制限が設けられているところもあった。中学生になると児童書に加え、成人向けの本にも興味が広がる。この年齢区分による利用制限も、読書要求が分化していく中学生の居場所の確立しづらさになっている原因のひとつと言える。第12回(1971年)の研究集会では「各図書館の規模も問題もあろうけども(中略)資料による区別であるべきで、利用対象によって区切ったり入室を制限すべきではない」(同, p.64)と制限の撤廃を訴える声があがつた。また出版社側からは中学生向図書は採算が合わない

いと言われており、図書館では中学生向け図書を取集することに苦労している(図書館部会,1971)とあり、蔵書面でも問題を抱えていたことが伺える。1970年代前半までは中学生の立ち位置を探っていた。

その後第15回(1974年)以降は中学生・高校生に対する具体的なサービスについての議論と実践報告がみられるようになった。中学生にとって公立図書館とは読書と学習という2つの機能をもつ場所であった。そのため第15回(1974年)から第19回(1978年)ではその両面のサービスについての議論が中心となった。中学生へのサービスに学習という側面が出てきたのは、高校受験の勉強というのもあるが、共働きの両親をもついわゆる「カギっ子」に対する支援という意味も含まれている。第15回の研究集会では筑紫児童図書館が子ども達の大半が勉強についていけないという実態を知り、数学・国語・英語を1時間程度、参考書を使って学習する取り組みを行っていた報告もあった(図書館部会,1975, p.48)。しかし「公立図書館は読書をする場所であって、勉強をするところではない」と公立図書館が中学生の学習室の機能をもつことに疑問を投げかける声もあった(図書館部会,1976, p.76)。また大阪市立の図書館では勉強で追い立てられている中学生にとっての憩いの場所として機能するように、英語の絵本や漫画の貸出をおこなっている(同, pp.70-71)という居場所づくりの1つとしての取り組みもみられた。

第19回までは学習と読書の両方を支えるサービスについて議論が進んでいたが、第20回(1980年)以降は読書離れを背景とした中・高生に対するサービスの議論が中心となる。辰巳は第19回の研究集会で中学生の読書を阻害している原因は家庭と学校の狭間の中で、クラブ活動、進学塾、稽古事だと指摘している(図書館部会,1979)。読書離れに加え、図書館離れもみられるようになる。図書館内でのYAサービスとしては、ヤング向けの本棚を設けたり、本の紹介に加え、音楽のことなどを紹介したPR誌を作成する(図書館部会,1987)などが報告された。ただ図書館内でYAサービスを行ったとしても、中・高生は図書館に来ないため十分に機能しない。そのため、図書館では学校との連携を図った。具体的な取り組みとして授業時間内に図書館の利用方法を教えるというものや職場体験(図書館部会,2001)などが報告された。また中・高生が好んで読んでいる本を児童図書館員が読み、現状を知ったうえでサービスを行うことも必要だ(図書館部会,1995;2007)という意見が見られた。

3.4 児童図書館員の専門性

1)児童図書館員に求められる姿勢

児童図書館員に求められる姿勢としては第1回(1959年)から現在まで共通して言われていることが2点ある。それは①子どもを知ること、②本を知ることである。第7回の研究集会で渡辺茂男は子どもを知るために、児童心理学、発達心理学などの基本的な勉強をすることが大切、次にその図書館を利用するであろう地域の子どもの特徴を知ることだと述べている。また本を知ることについては、児童文学の歴史を勉強し、その知識を土台として基本的な児童図書を読み、子どもたちが良く読んでいる本を読んでみるとことだと述べている(図書館部会,1967, p.88)。つまり子どもや本について学問として勉強したことを基礎に、実際の子どもたちと接し、本にあたっていくことが必要とされる。

2)研修・研究会

児童図書館員の専門性を高めるためには研修や研究会の機会をもつことが必要であるという認識のもとに研究集会で議論や実践報告が行われている。研修・研究会についての報告内容は主に2つに分けることができる。1つは研修・研究会の必要性を訴えている時期ともう1つは実際に各々の図書館で行われるようになった研修と研究集会の実践報告である。

研修・研究会の必要性を訴えているのは第1回(1959年)から第19回(1978年)までの間に見られている。例えば第11回の研究集会では「児童奉仕をする人々の意欲的な提携による機会の作成、自己研修の場の作成が大事」(日本図書館協会公共図書館部会(以下 公共図書館部会),1971, p39)や翌年には「全国各地で児童奉仕の会合が開かれる場合には、お互いが相互に横の連絡をとりあっていくようにしたい」(公共図書館

部会,1971, p.65)などの意見が見られた。第 16 回(1975 年)には研修の場を作り出していく方法論についての具体的な議論が見られた。それは個人研修、館内研修、館外研修という 3 段階レベル別による方法である。そして各々の方法論について問題点があげられた。まず個人研修だが、研修の場が身近に与えられてないため、何をどう勉強すべきかわからない人に対して日本図書館協会で個人研修用テキストを作る必要があるという意見があがった。館内研修での問題点については明確な館内方針に基づいて職員同士が勉強し合う時間を作り出さなければならないことであった。最後の館外研修については、初級研修は都道府県の公共図書館などが中心となって実施するのが望ましく、中級研修では現在は国立社会研修所の図書館司書専門講座があるが、上級研修については日本図書館協会で考えてほしいという意見が見られた。さらにこの回の研究集会では文部省への要望として「司書講習、図書館活動の講師には、公共図書館の現場経験のある人をあて、また、児童奉仕の単位を必ず入れてほしい」(図書館部会,1976, p.81)という要望事項についての議論があった。その後の第 19 回(1978 年)にも児童図書館員の研修制度確立をしなければならない(図書館部会,1979, p.64)という訴えがみられた。

第 22 回(1984 年)からの研究集会では、研修・研究会の必要性の訴えに加え、実際の取り組みの報告が中心となる。例えば毎月 1 回の館内研修を行い(北海道浦河町立図書館)、さらに北海道公共図書館司書会で年 3 回集まり勉強をしている。研修は各図書館での小さな規模のものや各都道府県レベルの大きいものなどがみられるようになった。

4 おわりに

児童図書館員が取り組んでいる児童サービス実践をめぐる議論をみてきたが、その内容は多様なものであった。図書館界の中でも児童サービスは成人へのサービスに後れをとりつつも着実に発展してきた。そこには児童図書館員らの地道な訴えや実践があったからだということは数十年に渡る議事録を分析したことから明らかであった。様々にある児童サービスの内容や議論には変化がみられたが、児童図書館が求められる姿勢は分析した 1959 年から 2017 年まで変化することはなかった。それは子どもを知ること、本を知ることである。この 2 つが重要であるという意見は研究集会の中でも児童図書館員の専門性についての議論がある度に確認されている。その議論の様子から時代の流れによって変化し、広がっていく児童サービスだが、児童図書館員同士でその根幹にある姿勢を確認し合っているようにも見受けられた。この 2 つの変わらぬ姿勢があったからこそ、時代とともに変化する子どもたちや本の中身にも対応しながら発展につながったのだろう。

今回は全国公共図書館研究集会 児童・青少年部門の議事録を参考に分析を行ったが、児童サービスをテーマとした研究集会は他にも存在する。より児童サービス実践の様子を詳細にするためにはいくつかの研究集会にあたる必要があると思われる。また、実際に公立図書館で働く児童図書館員の方々の声を聴き、その思いを検討していく必要もあったと考えられる。今後は方法論に関しても、丁寧に見直したうえで研究を進めていきたいと考えている。

文献

- 岩崎れい(2007)『研究文献レビュー：子どもへの読書支援と図書館サービス』<http://current.ndl.go.jp/ca1638>
(2018/1/22 閲覧)
- 落合美和子(2015)『公共図書館の「乳幼児おはなし会とわらべうた」－全国公共図書館実態調査まとめ－』
児童図書館研究会。
- 金沢みどり(著)・大串夏身(監)(2012)『児童サービス論 (ライブラリー図書館情報学)』 学文社.
- 汐崎順子(2007)『児童サービスの歴史－戦後日本の公立図書館における児童サービスの発展』 創元社.

- 辰巳義幸(1976)『児童に対する図書館サービス』 図書館界, Vol.28No.2/3, pp.79-86.
- 図書館問題研究会(1982)『図書館用語辞典』 角川書店.
- 日本図書館協会(編)(1963)『児童図書館ハンドブック』 東京、日本図書館協会.
- 日本図書館協会(編)(1993)『近代日本図書館の歩み』 東京、日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部『全国公共図書館研究集会報告書 平成24年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局, http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/bukai/public/2012kenkyushukai_houkoku.pdf (2018/10/30 閲覧)
- 日本図書館協会公共図書館部会『全国公共図書館研究集会報告書 平成27年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.[http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/bukai/public/2015kenkyu_kiroku_gufu\(1\).pdf](http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/bukai/public/2015kenkyu_kiroku_gufu(1).pdf) (2018/10/30 閲覧)
- 日本図書館協会公共図書館部会(編)(1971)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和45年度』 日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部会(編)(1971)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和46年度』 日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部会(編)(1973)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和47年度』 日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1960)『公共図書館研究集会報告書 1959年度』 日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1961)『公共図書館研究集会報告書 1960年度』 日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1962)『公共図書館部会報告書 昭和36年度』 日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1965)『公共図書館研究集会報告書 昭和38年度』 日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1966)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和39年度』 日本図書館協会.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1966)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和40年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1967)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和41年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1968)『公共図書館部会報告書 昭和42年度』 日本図書館協会 公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1969)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和43年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1970)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和44年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1974)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和48年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1975)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和49年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1976)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和50年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1977)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和51年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.

- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1977)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和 52 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1979)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和 53 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1981)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和 55 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1983)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和 57 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1985)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和 59 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1987)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和 61 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1989)『全国公共図書館研究集会報告書 昭和 63 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1991)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 2 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1993)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 4 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1995)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 6 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1997)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 8 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(1999)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 10 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(2001)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 12 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(2003)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 14 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(2005)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 16 年度』 日本図書館協会公共図書館部会.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(2007)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 18 年度』 日本図書館協会公共図書館部会.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(2009)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 20 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会公共図書館部会事務局(編)(2011)『全国公共図書館研究集会報告書 平成 22 年度』 日本図書館協会公共図書館部会事務局.
- 日本図書館協会児童青少年委員会(編)(2006)『児童図書館サービス 50 年の軌跡 －児童に対する図書館奉仕全国研究集会 1955～2004－』 日本図書館協会.
- 平成 29 年度全国公共図書館研究集会 (児童・青少年部門) 実行委員会(編)(2018)『平成 29 年度全国公共図書館研究集会 (児童・青少年部門) 報告書』平成 29 年度全国公共図書館研究集会 (児童・青少年部門) 実行委員会.
- 堀川照代(2009)『児童サービス論 (JLA 図書館情報学テキストシリーズ 3-6)』 日本図書館協会.
- 松岡享子(2015)『子どもと本』 岩波新書.